

原動機付自転車（ミニカー）

（申請できる車両）※以下のすべてを満たすもの

- 1 総排気量が20CCを超え50CC以下もしくは定格出力が0.25KWを超え0.6KW以下
- 2 車室を備え、又は輪距（両輪の中心から中心までの距離）が0.5メートルを超える3輪以上の原動機付自転車

申請書類

【共通】

- 1 軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書
- 2 パンフレット（車室が備わっていること、もしくは輪距が0.5メートルを超えているとがわかるもの）
※パンフレット等がない場合は、車体全体の写真と車室が備わっていることがわかる写真もしくは輪距が0.5メートルを超えていると正確にわかる写真が必要です。
- 3 届出者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

○販売店からの購入の場合

- 1 販売証明書
- 2 共通書類 1、2、3

○譲渡の場合（原動機付自転車・小型特殊自動車標識返納届出済証がある場合）

- 1 原動機付自転車・小型特殊自動車標識返納届出済証
※ミニカーを廃車したとわかる証明書に限ります。
- 2 共通書類 1、3

○譲渡の場合（原動機付自転車・小型特殊自動車標識返納届出済証がない場合）

- 1 譲渡証明書
- 2 石ずり（※車体に刻まれている車台番号の写真を印刷したものでも可）
- 3 共通書類 1、2、3

○原動機付自転車をミニカーに構造変更した場合

別途必要書類があるため、詳しくは市民税課（073-435-1035）までご連絡ください。